

**独立行政法人国民生活センターの  
紛争解決機能充実に当たっての論点**  
(前回配布資料からの抜粋)

平成 19 年 12 月 6 日



内閣府国民生活局

## センターの紛争解決機能充実に当たっての論点

### ① 対象とする紛争

- 地方公共団体との役割分担をどのように考えるべきか。
- 民間ADR機関等との連携についてはどのように考えるべきか。

### ② 紛争解決手続を行う組織

- 運営の機動性や公正・中立性等を考慮に入れて、委員としてどのような者を選任すべきか。
- 専門的知見を有する者が委員とは別の特別委員として紛争解決に関与できるようにすることが適当であると考えられるが、どうか。
- 手続の公正な実施を妨げるおそれがある場合には、当該委員・特別委員が排除されるような方策を講ずることが必要であると考えられるが、どうか。

### ③ 紛争解決の手法

- 紛争解決の手法としては、和解の仲介（あっせん・調停）、仲裁を措置することが適当であると考えられるが、どうか。
- 手続を行う委員の数、審理方法、濫用的な申請を防ぐ措置等については、どのように考えるべきか。

### ④ 紛争解決手続

#### (1) 手続の開始

- 消費者のみの申請による場合でも手続を開始し、事業者への手続参加に係る応諾の働きかけは手続を行う委員等が行うこととすることが適当であると考えられるが、どうか。
- 事業者一方の申請を認める必要性についてはどのように考えるべきか。

#### (2) 手続の実効性確保のための措置

- 手続の実効性を確保するためどのような措置を講ずることが適当か。

### ⑤ 結果等の公表

- 同種紛争の解決・発生防止など消費生活の安定を図る上で必要と認められるものについては、その結果の概要を公表できるようにすることが適当であると考えられるが、どうか。
- 結果以外にも必要な情報は公開すべきとの考え方もあるが、非公開原則との関係等にかんがみ、どのように考えるべきか。

⑥ 履行の確保

- 合意内容の義務の履行がなされない場合の義務者への勧告ができるようにすることが適当であると考えられるが、どうか。

⑦ 法的効果

ア 時効の中断

委員会が行う和解の仲介手続についても時効中断効を付与することが適当であると考えられるが、どうか。

イ 訴訟手続の中止

当事者共同の申立てがあり、委員会の和解の仲介手続により紛争解決を図ろうとする場合には、一定期間これに専念できるよう、訴訟手続を中止することができるようにすることが適当であると考えられるが、どうか。

⑧ その他

ア 訴訟の援助

紛争解決手続によっては解決が図れず、訴訟に移行する場合には、センターが必要な情報を提供することができるようにすることの必要性については、どう考えるべきか。

イ 現在行っている相談員によるあっせんの取扱い

現在センターで行っている相談員によるあっせんについても法律上の位置付けを明らかにすることが適当であると考えられるが、どうか。

ウ 紛争の発生防止のための措置

情報収集・提供を円滑に行うことができるようにするための規定を置くことが適当と考えられるが、どうか。